小・中・義務教育学校

- 1. 監査の実施日 令和3年5月18日 (火曜)
- 2. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

井波小学校、福野小学校、井波中学校、福野中学校、南砺つばき学舎、井口学校給食調理場

4. 監査の方法

小・中・義務教育学校については、監査対象となる全ての事務の中から任意に 抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されてい るかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を 実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

定期監查報告書

総合政策部、総務部

- 1. 監査の実施日 令和3年6月22日 (火曜)
- 2. 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

総合政策部

政策推進課、情報政策課、エコビレッジ推進課

総務部

総務課、財政課、行革·施設管理課

4. 監査の方法

総合政策部、総務部については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

地域包括医療ケア部

- 1. 監査の実施日 令和3年9月17日(金)
- 2. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年7月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

地域包括医療ケア部

医療課、南砺市民病院、公立南砺中央病院、地域包括ケア課、 地域包括支援センター、福祉課、健康課、保健センター(平含む)

4. 監査の方法

地域包括医療ケア部については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

ブランド戦略部、農業委員会事務局

- 1. 監査の実施日 令和3年11月17日(水)
- 2. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年9月30日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

ブランド戦略部

農政課、林政課、商工企業立地課、交流観光まちづくり課、

文化,世界遺産課

農業委員会事務局

4. 監査の方法

ブランド戦略部、農業委員会事務局については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

教育部、保育園、子育て支援センター

- 1. 監査の実施日 令和3年12月16日(木曜)
- 2. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年10月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

教育部、保育園、子育て支援センター

教育総務課、生涯学習スポーツ課、こども課、井波にじいろ保育園、

山野保育園、福野ひまわり保育園、福野おひさま保育園、

子育て支援センターきらきら、子育て支援センターたんぽぽ、

子育て支援センターあっぷる

4. 監査の方法

教育部、保育園、子育で支援センターについては、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

ふるさと整備部、議会事務局、ブランド戦略部出先機関

- 1. 監査の実施日 令和4年1月19日(水曜)
- 2. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年11月30日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

ふるさと整備部

建設整備課、建設維持課、上下水道課

議会事務局

ブランド戦略部出先機関

福光美術館、埋蔵文化財センター、城端曳山会館

4. 監査の方法

ふるさと整備部、議会事務局、ブランド戦略部出先機関については、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。

定期監查報告書

市民協働部、市民センター

- 1. 監査の実施日 令和4年2月18日(金)
- 2. 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年12月31日までに執行された財務に関する事務。

3. 監査の対象

市民協働部

市民課、税務課、生活環境課、南砺で暮らしません課、地域振興室市民センター

平市民センター、上平市民センター、利賀市民センター、井口市民センター

4. 監査の方法

市民協働部、市民センターについては、監査対象となる全ての事務の中から任意に抽出し、財務的観点に基づき、法令等に基づいて適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め監査を実施した。

5. 監査の結果、改善及び検討を求める事項

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。